

## 「特別警報」発表時の対応について

1. 登校以前に、特別警報が発表されている場合
  - ・授業は行わず、休業とする。(登校禁止)
  - ・特別警報がその日のうちに解除された場合でも、休業とする
  - ・解除後の授業の開始日時については、学校から「39メール」・電話連絡等で保護者・生徒に伝える。

※ 通学路の土砂崩れや冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な場合は登校しなくてもよい。
2. 登校後に特別警報が発表された場合
  - ・即刻授業を中止しするとともに生徒の生命・安全を確保し、校内に留め置きをするか、速やかに下校をさせるか判断するとともに学校から「39メール」・電話連絡等で保護者に伝える。
3. 校内に留め置いた状態で特別警報が解除された場合
  - ・災害の状況および気象、交通機関、通学路の状況等から、生徒の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に留め置き、生徒の安全を確保する。

\*なお暴風警報発表時の対応は従来通りとする。

## 台風時における生徒の登下校について

- 1 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から学校所在地の西三河北東部または西三河北西部に暴風警報が発表されている場合。
  - (1) 始業時刻2時間前までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
  - (2) 始業時刻2時間前より午前11時(半日扱いの日は8時30分)までに警報が解除された場合は、安全に留意し速やかに登校すること。警報解除2時間後、集合次第授業を始める。
  - (3) 午前11時以降(半日扱いの日は8時30分)を過ぎた後警報が解除されるか、または引き続き解除されない場合は、当日の授業を中止する。

※ 上の(1)、(2)の場合、交通機関の故障、道路や橋の破壊等で登校が危険な場合は登校に及ばない。

※ 西三河北東部及び西三河北西部に暴風警報が発令しておらず、本人の居住地域に暴風警報が発令された場合、通常通り授業が行われるが、当該生徒は登校には及ばない。
- 2 生徒の登校後に、名古屋地方気象台より西三河北東部または西三河北西部に暴風警報が発表された場合。
  - (1) 台風の中心位置、進行速度方向、発令時における気象状況等により判断して、全生徒を安全に帰宅させ得ると認めた場合には、当日の授業を中止して速やかに下校させる。
  - (2) 帰宅が困難または危険と認める場合には、当該生徒の安全が確認されるまで、

校内に留める。学校に残した生徒は校内の最も安全な場所に集める。

※ 冬季の暴風雪警報については暴風警報と同様の扱いとする。

\*災害用伝言ダイヤル「171」の録音利用方法

171→1→(\*\*\*\*) \*\*-\*\*\*\* (自宅の電話番号) →録音

(3) 学校施設や周辺地域の被害が軽微で、十分な安全が確保され、主要交通機関、通信が復旧している場合は、学校ホームページや39メール等により登校を伝達する。被害が甚大な場合の休校措置・授業再開の伝達については、災害用伝言ダイヤルを利用する。

\*災害用伝言ダイヤル「171」の再生方法

171→2→(0565) -62-1661 (学校の電話番号) →再生

注 災害伝言ダイヤル「171」の使用方法及び活用方法の詳細は、NTT ページを参照のこと。

参考

[災害用伝言板 \(web171\)](#) | [災害対策](#) | [企業情報](#) | [NTT 東日本 \(ntt-east.co.jp\)](#)

[やさしい防災・減災 備L \(そなえる\) ガイド \(家庭編\) - 愛知県 \(pref.aichi.jp\)](#)